

<喜成会ショートステイサービスの利用料金>

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

《従来型個室》

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 5,981 円	要介護度 2 6,673 円	要介護度 3 7,376 円	要介護度 4 8,068 円	要介護度 5 8,739 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,383 円	6,006 円	6,638 円	7,261 円	7,865 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	598 円	667 円	738 円	807 円	874 円

《従来型多床室》

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,188 円	要介護度 2 6,880 円	要介護度 3 7,582 円	要介護度 4 8,274 円	要介護度 5 8,946 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,569 円	6,192 円	6,824 円	7,447 円	8,051 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	619 円	688 円	758 円	827 円	895 円

サービス利用に係る自己負担額に、利用され方全員にサービス提供体制加算Ⅰイ 18 単位（自己負担額 18 円）及び夜勤職員配置加算 13 単位（自己負担額 14 円）と看護体制加算Ⅰ・Ⅱ 12 単位が付加されます。又、利用者の心身の状態や家族等の事情等から送迎が必要と認められる利用者に対して、自宅と事業所間の送迎を行う場合は利用者 1 人あたり片道につき、184 単位（自己負担額 190 円）が加算されます。又若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症受入加算として 1 日につき 120 単位（自己負担額 123 円）を所定単位数に加算する。又厚生労働大臣が定める療養食提供したときは、1 日につき 23 単位（自己負担額 24 円）を加算する。又処遇改善加算としてサービス利用に係る自己負担額の 5.9%を加算する。※医療連携強化加算については対象者に実施（基準あり）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

(注：ただし、短期入所への振替制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなります。)

☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

◇ 当施設の居住費・食費の負担額(ショートステイを含む)

世帯全員が市町村民税非課税

の方(市長村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費(居住の種類により異なります)				食費
			多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	0	320	—	—	300
市町村民 税非課税 世帯全員 が	高齢福祉年金受給者	利用者負担 第2段階	370	420	—	—	390
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第3段階	370	820	—	—	650
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	利用者負担 第4段階	(注)施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。				
上記以外の方			840	1190	—	—	1420

⑥送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収させていただきます。

- ◆ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道25km未満 1,000円
- ◆ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道25km～35km 2,000円
- ◆ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道35km以上の場合は、3kmごとに300円加算する

(2)(1) 以外のサービス

\* 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## ＜サービスの概要と利用料金＞

### ①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

### ②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。 利用料金：1回あたり1,000円

[美容サービス]

必要に応じて対応します。

利用料金： 実費

### ③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により事業者が特別に実施する行事やクラブ活動に参加していただくことができます。

クラブ活動 書道、華道、絵画、刺繍等（材料代等の実費をいただきます。）

### ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき、複写物を必要とする場合には交付を受けられます。

1枚につき 10円

### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。